

# 10 その他の制度

## (1) 手話通訳者派遣制度

対象者	対象地域	利用料	申請先
ろうあ者などで、他の者との意思の疎通を円滑にするために手話を用いる必要があると認められるかた	原則 芦別市内 (特例あり)	無料	福祉係 又は 社会福祉協議会

※派遣希望日の1週間前までに申請する必要があります。

※通訳者の都合によっては利用できない場合があります。

## (2) 身体障がい者向け住宅の優先入居など

対象団地	対象障がい者	申請先
緑ヶ丘団地(市営)	1・2級	あしべつしえいじゅうたくかんり 芦別市営住宅管理センター ☎0124-27-7250
あけぼの団地5号棟(市営)	1・2級で常時車椅子を利用するかた	

## (3) 北海道障害者職業能力開発校

内容	訓練科	申請先
障がい者の適正に応じた能力の開発向上を図り、職業的に自立できる技術・知識を学ぶことができます	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合ビジネス科</li> <li>建築デザイン科</li> <li>プログラム設計科</li> <li>CAD機械科</li> <li>総合実務科 など</li> </ul>	北海道 障害者職業 能力開発校 ☎0125-52-2774

## (4) ふれあい案内(無料番号案内)

対象者	内容	申請先
身体障害者手帳 視覚障害 1～6級 肢体不自由(体幹・上肢) 1・2級 肢体不自由 (乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1・2級 聴覚障害 2～4級・6級 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3・4級 療育手帳を所持しているかた 精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた	N T T の電話番 号案内 (104番)が無 料で利用できる ようになりま す。 ※ご利用には事 前登録が必要 です。	N T T 各支店